

「徳島県測量、建設コンサルタント業務等入札後審査方式一般競争入札実施要領」新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条 (略) (対象業務)</p> <p>第2条 原則として、徳島県が発注する設計金額が2千万円以上の建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務等(以下「対象業務」という。)を対象とする。ただし、入札後審査方式によることが適当でない<u>と認められる業務</u>についてはこの限りでない。</p> <p>(入札の公告)</p> <p>第3条 契約担当者(徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号。以下「規則」という。) 第3条の契約担当者をいう。以下同じ。)は、<u>対象業務</u>を入札後審査方式一般競争入札に付そうとするときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6及び規則第16条の規定に基づき、徳島県のホームページ(徳島県ホームページ、徳島県入札情報サービスホームページ又は各発注部局のホームページをいう。以下同じ。)への掲載により公告するものとする。また、建設専門紙への掲載及び測量・設計関係団体への資料提供により公表する。</p> <p>2 入札公告は、別添標準入札公告例によるものとする。</p> <p>第4条～6条 (略) (設計図書等の閲覧等)</p> <p>第7条 設計図書等については、次に掲げる方法のうちから契約担当者が指定する方法により示すものとし、その旨を入札公告において明らかにするものとする。</p> <p>(1) 閲覧 原則として徳島県入札情報サービス(以下「県PPI」という。)による電子データの閲覧(以下「電子閲覧」という。)とし、入札参加者が求める場合は、紙媒体による閲覧(紙閲覧)を行うものとする(貸出を含む)。</p> <p>(2) 交付 2 第1項第2号による場合、交付の期間は、原則として2日間(県の休日を除く。)とし、交付の日時及び場所については、入札公告において明らかにするものとする。 なお、この業務は、発注部局の定めるところにより委託できるものとする。</p> <p>3 設計図書等について質問がある場合は、質問書(質問事項を記載した書面(任意様式))を電子メール、ファクシミリ又は郵送により提出することができるものとする。 なお、質問書の提出期間及び場所並びに質問書に対する回答方法については、入札公告において明らかにするものとする。</p> <p>4 質問書の提出期間は、原則として2回設けるものとし、その期間は次のとおりとする(県の休日を除く。)。ただし、やむを得ない事由がある場合は、その限りではない。</p> <p>(1) 1回目 設計図書等の閲覧を開始した日から8日間 (2) 2回目 1回目の質問書提出期日の翌日から4日間 なお、設計図書等の交付を行う場合は、次のとおりとする(県の休日を除く。)</p> <p>(1) 1回目 設計図書等の交付を開始した日から4日間 (2) 2回目 1回目の質問書提出期日の翌日から3日間</p> <p>5 質問に対する回答書の閲覧は、原則として県PPIによる電子閲覧とし、質問書の提出期日の翌日から起算して2日後(県の休日を除く。)までに開始するものとする。 なお、回答書の閲覧期間は、原則として入札開始日までに3日間(県の休日を除く。)確保するものとする。</p> <p>6 入札公告から入札参加資格申請期間の終日までの手続きが連続休暇期間と重複する場合は、<u>連続休暇期間の前で適切な入札参加資格申請期間の日数を確保するものとする。</u></p> <p>第8条～第9条 (略) (価格競争落札方式による入札及び開札の執行)</p>	<p>第1条 (略) (対象工事)</p> <p>第2条 原則として、徳島県が発注する設計金額が2千万円以上の建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務等(以下「対象業務」という。)を対象とする。ただし、入札後審査方式によることが適当でない<u>と認められる工事</u>についてはこの限りでない。</p> <p>(入札の公告)</p> <p>第3条 契約担当者(徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号。以下「規則」という。) 第3条の契約担当者をいう。以下同じ。)は、<u>対象工事</u>を入札後審査方式一般競争入札に付そうとするときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6及び規則第16条の規定に基づき、徳島県のホームページ(徳島県ホームページ、徳島県入札情報サービスホームページ又は各発注部局のホームページをいう。以下同じ。)への掲載により公告するものとする。また、建設専門紙への掲載及び測量・設計関係団体への資料提供により公表する。</p> <p>2 入札公告は、別添標準入札公告例によるものとする。</p> <p>第4条～6条 (略) (設計図書等の閲覧等)</p> <p>第7条 設計図書等については、次に掲げる方法のうちから契約担当者が指定する方法により示すものとし、その旨を入札公告において明らかにするものとする。</p> <p>(1) 閲覧 原則として徳島県入札情報サービス(以下「県PPI」という。)による電子データの閲覧(以下「電子閲覧」という。)とし、入札参加者が求める場合は、紙媒体による閲覧(紙閲覧)を行うものとする(貸出を含む)。</p> <p>(2) 交付 2 第1項第2号による場合、交付の期間は、原則として2日間(県の休日を除く。)とし、交付の日時及び場所については、入札公告において明らかにするものとする。 なお、この業務は、発注部局の定めるところにより委託できるものとする。</p> <p>3 設計図書等について質問がある場合は、質問書(質問事項を記載した書面(任意様式))を電子メール、ファクシミリ又は郵送により提出することができるものとする。 なお、質問書の提出期間及び場所並びに質問書に対する回答方法については、入札公告において明らかにするものとする。</p> <p>4 質問書の提出期間は、原則として2回設けるものとし、その期間は次のとおりとする(県の休日を除く。)。ただし、やむを得ない事由がある場合は、その限りではない。</p> <p>(1) 1回目 設計図書等の閲覧を開始した日から8日間 (2) 2回目 1回目の質問書提出期日の翌日から4日間 なお、設計図書等の交付を行う場合は、次のとおりとする(県の休日を除く。)</p> <p>(1) 1回目 設計図書等の交付を開始した日から4日間 (2) 2回目 1回目の質問書提出期日の翌日から3日間</p> <p>5 質問に対する回答書の閲覧は、原則として県PPIによる電子閲覧とし、質問書の提出期日の翌日から起算して2日後(県の休日を除く。)までに開始するものとする。 なお、回答書の閲覧期間は、原則として入札開始日までに3日間(県の休日を除く。)確保するものとする。</p> <p>第8条～第9条 (略) (価格競争落札方式による入札及び開札の執行)</p>

第10条 価格競争落札方式により落札者を決定する場合の入札書提出期間並びに開札の日時及び場所については、入札公告において明らかにするものとする。

2 入札書は、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるとして契約担当者が認めた場合にあつては、持参により紙媒体の入札書の提出ができるものとする。

3 開札は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。ただし、紙入札方式による入札参加者がある場合は、当該入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

4 入札書の提出に際して、入札価格の内訳を記載した見積書（積算内訳書）の添付を求めるものとする。

5 入札執行回数は1回とし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは、入札を終了する。

6 契約担当者は、開札後、落札者の決定を保留し、開札を終了する。

7 開札終了後、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った全入札参加者について、提出された確認資料等の確認（審査）を行うものとする。

8 前項の確認（審査）は、原則として、開札日の翌日から起算して2日以内（県の休日を除く。）に行うこととし、この時点で参加資格要件を満たし、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者に決定する。ただし、「開札日の翌日から落札候補決定日の前日までの期間」に連続休暇期間を挟んでいる場合は、連続休暇期間中の平日及び連続休暇期間の前後において、2日（県が作業を行う日）以内の日数を確保するものとする。

なお、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合には、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札候補者を決定し、第11条に掲げる審査を行うものとする。

第10条9項～11項（略）

（総合評価落札方式による入札及び開札の執行）

第10条の2 総合評価落札方式により落札者を決定する場合の入札書提出期間並びに開札の日時及び場所については、入札公告において明らかにするものとする。

2 入札書は、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるとして契約担当者が認めた場合にあつては、持参により紙媒体の入札書の提出ができるものとする。

3 開札は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。ただし、紙入札方式による入札参加者がある場合は、当該入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

4 入札書の提出に際して、見積書（積算内訳書）の添付を求めるものとする。

5 入札執行回数は1回とし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは、入札を終了する。

6 契約担当者は、開札後、落札者の決定を保留し、開札を終了する。

7 開札終了後、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った全入札参加者について、提出された確認資料等の確認（審査）及び評価値の算定を行うものとする。ただし、無効又は失格となった者並びに有効な入札を行った者が1者の場合については、評価値の算定は行わない。

8 前項の確認（審査）及び評価値の算定は、原則として、開札日の翌日から起算して10日以内（県の休日を除く。）に行うこととし、この時点で参加資格要件を満たし、かつ、得られた評価値の最も高い者を落札候補者に決定する。ただし、「開札日の翌日から落札候補決定日の前日までの期間」に連続休暇期間を挟んでいる場合は、連続休暇期間中の平日及び連続休暇期間の前後において、10日（県が作業を行う日）以内の日数を確保するものとする。

なお、落札候補者となるべき同じ評価値の者が2人以上ある場合には、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札候補者を決定し、第11条に掲げる審査を行うものとする。

第10条の2 9項～第15条（略）

第10条 価格競争落札方式により落札者を決定する場合の入札書提出期間並びに開札の日時及び場所については、入札公告において明らかにするものとする。

2 入札書は、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるとして契約担当者が認めた場合にあつては、持参により紙媒体の入札書の提出ができるものとする。

3 開札は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。ただし、紙入札方式による入札参加者がある場合は、当該入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

4 入札書の提出に際して、入札価格の内訳を記載した見積書（積算内訳書）の添付を求めるものとする。

5 入札執行回数は1回とし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは、入札を終了する。

6 契約担当者は、開札後、落札者の決定を保留し、開札を終了する。

7 開札終了後、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った全入札参加者について、提出された確認資料等の確認（審査）を行うものとする。

8 前項の確認（審査）は、原則として、開札日の翌日から起算して2日以内（県の休日を除く。）に行うこととし、この時点で参加資格要件を満たし、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者に決定する。

なお、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合には、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札候補者を決定し、第11条に掲げる審査を行うものとする。

第10条9項～11項（略）

（総合評価落札方式による入札及び開札の執行）

第10条の2 総合評価落札方式により落札者を決定する場合の入札書提出期間並びに開札の日時及び場所については、入札公告において明らかにするものとする。

2 入札書は、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるとして契約担当者が認めた場合にあつては、持参により紙媒体の入札書の提出ができるものとする。

3 開札は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。ただし、紙入札方式による入札参加者がある場合は、当該入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

4 入札書の提出に際して、見積書（積算内訳書）の添付を求めるものとする。

5 入札執行回数は1回とし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは、入札を終了する。

6 契約担当者は、開札後、落札者の決定を保留し、開札を終了する。

7 開札終了後、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った全入札参加者について、提出された確認資料等の確認（審査）及び評価値の算定を行うものとする。ただし、無効又は失格となった者並びに有効な入札を行った者が1者の場合については、評価値の算定は行わない。

8 前項の確認（審査）及び評価値の算定は、原則として、開札日の翌日から起算して10日以内（県の休日を除く。）に行うこととし、この時点で参加資格要件を満たし、かつ、得られた評価値の最も高い者を落札候補者に決定する。

なお、落札候補者となるべき同じ評価値の者が2人以上ある場合には、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札候補者を決定し、第11条に掲げる審査を行うものとする。

第10条の2 9項～第15条（略）

附 則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。  
この要領は、平成20年5月1日から施行する。  
この要領は、平成23年4月1日から施行する。  
この要領は、平成23年6月1日から施行する。  
この要領は、平成24年5月1日から施行する。  
この要領は、平成25年5月1日から施行する。  
この要領は、平成27年5月1日から施行する。  
この要領は、平成28年5月1日から施行する。  
この要領は、令和3年2月1日から施行する。  
この要領は、令和4年3月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。  
この要領は、平成20年5月1日から施行する。  
この要領は、平成23年4月1日から施行する。  
この要領は、平成23年6月1日から施行する。  
この要領は、平成24年5月1日から施行する。  
この要領は、平成25年5月1日から施行する。  
この要領は、平成27年5月1日から施行する。  
この要領は、平成28年5月1日から施行する。  
この要領は、令和3年2月1日から施行する。